

岐阜県公報

目次

規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

(国際課) 三七三^{ページ}

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税務課) 三七四

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 三七四

指定医療機関の廃止の届出

(同) 三七四

地方卸売市場における卸売業務の廃止

(農産物流通課) 三七五

地方卸売市場の開設の許可の取消し

(同) 三七五

地方卸売市場の開設の許可

(同) 三七五

卸売業務の許可

(同) 三七五

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 三七六

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 三七八

道路の区域変更

(道路維持課) 三七八

道路の供用開始

(同) 三七九

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 三七九

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験の実施

(商工政策課) 三八〇

平成二十三年度技能検定(後期)の実施

(労働雇用課) 三八一

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 三八三

公共測量の終了

(用地課) 三八五

規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成二十二年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 前各号に定める場合のほか、申請者が、やむを得ない理由により当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を受けることが困難であると認められる場合

第三条第六号を削る。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

第二千二百七十九号
平成二十三年九月二日

(金曜日)

告示

岐阜県告示第四百六十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
土屋 広利	土屋 広利	関市富之保二一四六の七番地	平成三三・六・三〇

岐阜県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
しょうなん調剤薬局 恵那店	有限会社テクニカルファーマ	恵那市大井町宮の前一一六 四	平成三三・五・一
いけだ整形外科リウマチクリニック	医療法人I K E D A	揖斐郡池田町八幡一〇一	同
	株式会社アマテ	飛騨市神岡町東町五二二	同

なごみ薬局

ラス

一 同

須田病院訪問看護ステーション

医療法人生仁会

高山市国府町村山二三五

同

くすのき薬局

株式会社かわしま調剤

各務原市那加楠町四五二

同

郡上薬局

大洋薬品東海株式会社

郡上市八幡町大正町五六

同

酒向歯科医院

酒向 秀明

美濃加茂市太田町四一四

同

横山産院

医療法人社団のぞみ会

各務原市蘇原瑞穂町二六〇一

平成三三・五・二〇

歯科コーラルクリニック

仲宗根 歩

瑞穂市本田七四九一

平成三三・五・二五

岐阜県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
株式会社イマオ薬局 楠店	株式会社イマオ薬局	各務原市那加楠町四五二	平成三三・四・三〇
郡上薬局	大洋薬品東海株式会社	郡上市八幡町島台高砂町一四三九一〇	同
酒向歯科医院	酒向 利純	美濃加茂市太田町四一四	同

横 山 産 院 医療法人社団の 各務原市那加北洞町一 平成三・五二九
ぞみ会 四一四一

岐阜県告示第四百六十九号

岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第九条の規定により、平成二十三年八月十一日次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第二十五条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

市場の名称 東濃東地方卸売市場 （八百健市場）	取扱品目の 部類	卸売業者の名称	卸売業者の住所
	青果	有限会社大進フーズ	中津川市茄子川一六 四六番地の二
	水産物	株式会社丸中水産市 場	中津川市茄子川一六 四六番地の二

岐阜県告示第四百七十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十五条第一項の規定により、平成二十三年八月十二日次のとおり地方卸売市場の開設の許可を取り消したので、岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第二十五条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

市場の名称 東濃東地方卸売市場 （八百健市場）	市場の所在地	開設者の名称	取扱品目の 部類
	中津川市茄子川一六 四六番地の二	八百健市場株式会社	青果 水産物

岐阜県告示第四百七十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定により、平成二十三年八月十二日次のとおり地方卸売市場の開設の許可をしたので、岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第二十五条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

市場の名称	市場の所在地	開設者の名称	取扱品目の 部類
東濃東地方卸売市場	中津川市茄子川一六 四六番地の二	株式会社丸中水産市 場	青果 水産物

岐阜県告示第四百七十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、平成二十三年八月十二日次のとおり地方卸売市場における卸売業務の許可をしたので、岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第二十五条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

市場の名称 東濃東地方卸売市場	取扱品目の 部類	卸売業者の名称	卸売業者の住所
	青果 水産物	株式会社丸中水産市 場	中津川市茄子川一六 四六番地の二
		有限会社大進フーズ	中津川市茄子川一六 四六番地の二

岐阜県告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸大野字大東六〇七の一、六〇八の一、六二二、六二二の二、字先ヶ洞一〇五七の二、一〇五八の一、一〇五九、一〇六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町阿妻字月ノ平六五の六、六五の七、串原字閑羅瀬一九九一の一、一九

九一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市富永字猪矢洞一六二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪矢洞一六二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字横地二四、三五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字矢田平二〇二七の二、二〇三一、字明所平二〇五〇の六、二〇五
一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字宮ヶ洞二〇九二の五二、字明見山二二三九の五四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝大谷字洞野七二七の一、七二七の四から七二七の二二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字洞野七二七の一、七二七の二二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市朝日町甲字蛇抜二〇七六の二、二〇七六の三、二〇七六の九、二〇七六の一、二、二〇七六の二八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十三年九月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域	敷地の幅員	延長	備考
恵那川線		白川線		恵那市大井町字城畑八八八番三地先から同市同町字女淵官公無番地(六六六番一三)地先まで		別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
	九三		九三		九三		九三		九三
	三六五		三六五		三六五		三六五		三六五
	三〇〇		三〇〇		三〇〇		三〇〇		三〇〇

岐阜県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年九月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		延長	供用開始の期日	備考
下呂		加茂郡東白川村大字神土字白草四二番一地先から				ル(メートル)	の期日	
平成	平成							

県道	白川線	同郡同村大字同字一本柵二六番一地先まで	三三・七	二二・九二	二三・四・五
----	-----	---------------------	------	-------	--------

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年八月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多治見ひなたぼっこ
- 三 代表者の氏名 水野 京子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市根本町二丁目三三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がい児・者及びその家族に対して、福祉の増進を図りながら、共に生活する地域社会づくりに寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十三年八月十一日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キートス

三代 表 者 の 氏 名 安井 仁美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三三二七番地の五
 五 定款に記載された目的 この法人は、支援を必要としている障がい者とその家

族に対して、地域でありふれた生活を送るために必要な
 事業を行い、障がい者が地域社会で自分らしく暮らすこ
 とができるまちづくりに寄与することを目的とする。

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による平成二十三
 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に關
 する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十三年十一月十一日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

岐阜市数田南一丁目一番二番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を
 含む。）

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課及び各振興局（振興局に置かれ
 る事務所を含む。以下同じ。）で交付します。

郵送を希望する場合は、八十円分の切手（二部又は三部を希望する場合は九十円
 切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封し、千五

八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求して
 ください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労
 働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真（手札形（縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書
 提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏
 名及び年齢を記載したもの）
 (二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に交付します。）

3 申込受付期間

平成二十三年十月三日（月）から同月十七日（月）までとし、土曜日、日曜日及
 び祝日を除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十三年十月十七日（月）
 までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼付して
 ください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、受験願書が受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交
 付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験
 者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階）電話 五八 二七二 一一一 内線二一九）
 及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務担当（電話 五八二七二一一一一 内線三 八九）に問い合わせてください。

平成二十三年技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により平成二十三年技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 特級

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形

2 一級及び二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパ

ンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメーキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、製版（DTP作業）、プラスチック成形（ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業、ビニルエステル樹脂積層防食作業）、石材施工（石材加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

4 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）、製麺（機械生麺製造作業、機械乾麺製造作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とする。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日、実施場所等

1 実技試験

平成二十三年十二月五日（月）から平成二十四年二月十九日（日）までの間に於いて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 平成二十四年一月二十二日（日）に実施する職種

- 一級及び二級
 - 金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解作業法に限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法に限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御法に限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造法に限る。）、配管（建築配管法に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て法に限る。）、ガラス施工、金属材料試験
- 三級
 - 機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法に限る。）、配管（建築配管施工法に限る。）、

(二) 平成二十四年一月二十九日（日）に実施する職種

- 特級
 - 金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形
- 一級及び二級
 - さく井、金型製作（プレス金型製作・金属プレス加工法に限る。）、工場板金（機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に限る。）、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器

施工、石材施工（石材加工法に限る。）、強化プラスチック成形（積層防食法に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水施工法、合成ゴムシート防水施工法、塩化ビニルシート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法に限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図（機械製図法に限る。）、

三級

時計修理、冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図（機械製図法に限る。）、単一等級

製麺、枠組壁建築、バルコニー施工

(三) 平成二十四年二月五日（日）に実施する職種

- 一級及び二級
 - 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、製版、プラスチック成形（ブロー成形法に限る。）、建築大工、かわらびき、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装（鋼橋塗装法に限る。）、
- 三級
 - プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形（射出成形法に限る。）、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図
- 単一等級
 - 電子回路接続、樹脂接着剤注入施工

3 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

4 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付します（ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しません。）。後期試験の問題の公表は、平成二十三年十一月二十五日（金）から行います。

五 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(三) 三に定める手数料

(四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類提出先
 千五〇二 〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内
 岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二二三三 四七七七)

3 受付期間
 平成二十三年十月三日(月)から平成二十三年十月十四日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面(写しでも可)を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けません。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けません。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

六 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表
 技能検定合格者の受検番号は、平成二十四年三月十三日(火)付けで岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十四年三月十三日(火)付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付
 特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。
 このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

七 試験結果の提供

1 提供する試験結果
 学科試験及び実技試験(要素試験及びペーパーテスト)の得点

2 提供期間
 合格発表の日から一月間

3 提供する場所
 情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二一九)

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課(電話〇五八 二七二 一一一 内線三二二八)又は岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二二三三 四七七七)までお問い合わせください。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十三年六月十五日	平成二十三年六月十四日	平成二十三年六月九日	平成二十三年六月六日	平成二十三年六月二日	平成二十三年六月二日	平成二十三年五月十七日	平成二十三年五月十七日	平成二十三年四月二十六日	平成二十三年六月二日	取消年月	
有限会社 笠組	有限会社 亀井工業	積和建設 岐阜株式会社	有限会社 中堂工業	株式会社 バム建設	有限会社 日野吉瓦工業	藤垣産業 株式会社	加藤鉄工 店	岐阜工務 店	岐阜工務 店	商号又は 名称	
取締役 笠淳三	代表取締役 清二 亀井	代表取締役 勝美 市橋	代表取締役 城道 中村	取締役 長 昭二 宮 昭二郎	代表取締役 博美 川島	代表取締役 敏郎 藤垣	加藤 健一	古橋 健	古橋 健	代表者の 氏名	
海津市海津町 地一八七番 地一二	美濃加茂市下 米田町今五一 四六	瑞穂市野白新 田八五番地三	多治見市大畑 町五丁目九番 地の一六	岐阜市宇佐三 丁目一六番一 〇号	岐阜市日野東 八丁目一七番 八号	岐阜市須賀四 丁目一〇番三 号	岐阜市岩滝東 三丁目八六番 地の一	羽島郡笠松町 米野二二三三 一	羽島郡笠松町 米野二二三三 一	主たる営業所 の所在地	
般二二二 〇二〇五七	般二二二 一三七八三	般二二一 〇〇三八五	般十八 一 〇〇三四五	特十八 一 五六六九	般十八 一 三九七六	般十八 一 〇五四	般十九 九 八四〇	般二十一 一〇二二六	般二十一 一〇二二六	許可番号	
土木、建築、大工、 とび・土工、石、 タイル・れんが、 ブロック及びほ装	とび・土工、塗装 及び防水工事業	土木、建築、大工、 とび・土工、屋根、 塗装、防水及び内 装仕上工事業	土木、石、鋼構造 物、ほ装、しゅん せつ及び水道施設 工事業	建築、大工、左官 とび・土工、石、 屋根、タイル・れ んが・ブロック、 鋼構造物、鉄筋、 板金、ガラス、塗 装、防水、内装仕 上、熱絶縁及び建 具工事業	建築、大工、左官 とび・土工、石、 屋根、タイル・れ んが・ブロック、 鋼構造物、鉄筋、 板金、ガラス、塗 装、防水、内装仕 上、熱絶縁及び建 具工事業	建築工事業	建築及び鋼構造物 工事業	大工工事業	大工工事業	取り消した工事業	
平成二十三年六月十七日	平成二十三年六月十七日	平成二十三年六月十七日	平成二十三年六月十六日	平成二十三年六月十六日	平成二十三年六月十六日	平成二十三年六月十六日	平成二十三年六月十五日	平成二十三年六月十五日	平成二十三年六月十五日	平成二十三年六月十五日	
伊藤建設 株式会社	有限会社 宮沢建設	株式会社 BEES	小森不動 産	旭ヶ丘工 建	野崎建設 株式会社	福井電設 株式会社	株式会社 長谷部工 務店	株式会社 養老	奥村塗装 店	有限会社 大東グリ ン工業	建設
代表取締役 英門 伊藤	代表取締役 隆 宮沢	代表取締役 英門 伊藤	小森 鈴生	代表取締役 政博 安部	代表取締役 睦晴 野崎	代表取締役 修 福井	代表取締役 部孝 長谷	代表取締役 將敏 今村	奥村 恒雄	代表取締役 登 東川	日比宋太 郎
岐阜市上材木 町四三番地	高山市神田町 一七一	岐阜市上材木 町四三番地	揖斐郡大野町 三三三	多治見市旭ヶ 丘八二九	岐阜市三笠町 二九	中津川市坂下 七五八番地	加茂郡七宗町 神淵四四八九 番地	養老郡養老町 養老四三四番 地	瑞穂市牛牧二 五八	大垣市浅草三 一二九	大垣市外花二 五〇
般十九 三 一五五	般・特十八 九四八四	般十八 一 〇一七二七	般十九 三 〇〇〇五〇	般十八 六 〇〇〇三一	般十八 九 四五〇	特十八 三 三六	特十八 一 七〇	特十八 一 六五三八	般十八 一 〇〇〇五一	般十八 二 〇〇〇七七	般十八 一 三九九
建築工事業	土木、建築、とび・ 土工、ほ装及び水 道施設工事業	建築工事業	建築工事業	建築及びとび・土 工工事業	建築及び水道施設 工事業	電気工事業	土木、とび・土工、 鋼構造物、ほ装、 しゅんせつ、塗装 及び水道施設工事 業	土木、とび・土工 及び水道施設工事 業	塗装工事業	とび・土工工事業	建築工事業

平成二十三年七月十二日	株式会社 吉村建設	代表取締役 嘉彦 深谷	中津川市駒場字松源寺一五〇八三八	般十八三三三三	土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル、れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋
平成二十三年七月十二日	Ⓢ 土木	安江衛	加茂郡東白川村五加九七七番地三	般二十二一〇五〇八	土木及びとび・土工事業
平成二十三年七月十一日	安藤工務店	安藤元幸	大垣市古宮町三五二番地一	般十八二〇〇三二六	管工事業
平成二十三年七月七日	英雄板金	西部英雄	関市柳町二八番地の三五	般十九一六一七三	屋根、タイル・れんが・ブロック及び板金工事業
平成二十三年七月七日	有限会社 奥村設備	代表取締役 祥司 奥村	恵那市大井町二〇八番地の四	般二十一四〇四六	土木、電気、管及び水道施設工事業
平成二十三年七月五日	有限会社 中田土建	代表取締役 直太郎 中田	高山市高根町日和田一九〇四番地	般十九二九五二	石、管、塗装及び造園工事業
平成二十三年六月三十日	新興重機株式会社	代表取締役 井口 克代	高山市松本町三二番三	般十九一六一七九	とび・土工工事業
平成二十三年六月三十日	株式会社 田中工務	代表取締役 武田 田中	高山市岡本町二丁目一八五番地	特十八八五	建築及び大工事業
平成二十三年六月二十九日	とみた八ウジング株式会社	代表取締役 富田 典子	大垣市島里二丁目七八番地	般十八二九九二	管工事業
平成二十三年六月二十九日	中日建設株式会社	代表取締役 富田 典子	不破郡垂井町綾戸三二八番地の二	般十八二〇〇六二九	土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十三年六月二十八日	和田電設	和田勝弘	揖斐郡池田町萩原一〇三一	般十九一六三一	電気工事業
平成二十三年六月二十二日	徳戸建設有限公司	取締役 川口直人	揖斐郡揖斐川町東津汲一二〇番地	般二十三〇〇八四	土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
東海防衛支局

二 作業種類
公共測量（用地実測図作成）

三 作業期間
平成二十三年六月二十八日から
同 年八月十日まで

四 作業地域
各務原市那加大東町ほか二町地内

平成二十三年七月十九日	住吉石油株式会社	代表取締役 英司 中山	下呂市少ヶ野六二三一	般十八一三九一八	管工事業
平成二十三年七月二十日	熊澤重機興業株式会社	代表取締役 浩二 熊澤	瑞浪市一色町二丁目八四番地の四	般十九一〇〇三六九	ほ装工事業
平成二十三年七月二十五日	新光商事株式会社	代表取締役 紀代子 吉川	中津川市小川町二番八号	特二十三七〇〇一七	土木、とび・土工及び鋼構造物工事業

平成二十三年九月二日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター